

# 相模原市 産後<sup>☺</sup>ケア事業



育児を手伝ってくれる人がいない



赤ちゃんのお世話の仕方がわからなくて不安



体調がすぐれない

出産後の育児や体調に不安を抱えているお母さんが、心と体のケアや授乳のアドバイスなどを医療機関・助産院への宿泊や通所、助産師等の自宅への訪問により、受けることができます。

## 対象者

相模原市に住民登録のある、お母さんと赤ちゃん（1歳の誕生日の前日まで）で、産後ケアを必要とする方



## サービス種類・利用料等

サービス種類	利用可能日数	利用料		利用上限日数
宿泊型	1泊2日～ 6泊7日以内	初回から5回目	1日 2,500円 (1泊2日 5,000円)	通算して7日 (回)以内の利用  (多胎児(ふたご、みつご等)を出産された場合は 14日(回)以内)
		6回目以降	1日 5,000円 (1泊2日 10,000円)	
通所型	1日1回 2時間程度	初回から5回目	1回 1,000円	
		6回目以降	1回 2,000円	
訪問型	1日1回 2時間程度	初回から5回目	1回 1,500円	
		6回目以降	1回 3,000円	

- ◎ 市民税非課税世帯は利用料が半額、生活保護受給者は利用料が免除となります。
- ◎ 市の産後ケア事業の内容以外のサービスのご利用については、全額自己負担となります。
- ◎ 流産、死産された方もご利用可能です。

利用方法等は裏面をご確認ください。

## 内 容

授乳や沐浴等の赤ちゃんのお世話の仕方の相談、乳房のケア  
育児相談・支援、お母さんの体調管理など

## 利用方法

妊娠8カ月から予約可能です

予約は、妊娠8カ月（28週）以降可能となります。

※実際に利用できるのは、産後となります。

### 1 実施施設へ連絡し、利用日を調整してください。

※空きベッドがない場合など、希望する日のご利用ができない場合があります。

※年末年始、土日、祝日等、予約受付を行っていない場合があります。

詳しくは、実施施設へお問合わせください。

### 2 サービス利用日に、実施施設に「産後ケア事業利用申請書」を提出してください。

※産後ケア事業利用申請書は市ホームページより印刷いただくか、  
実施施設に置いてあるものをご使用ください。

### 3 実施施設に「産後ケア事業利用証」へ有効期間や利用日等を記入してもらい、 実施施設印を押印してもらいます。実施施設へ利用料を払います。

※キャンセル料については、実施施設ごとに異なります。キャンセルの場合は直接実施施設へ  
お問合わせください。

## 実施施設

詳細は市ホームページでご確認ください。

※「相模原市 産後ケア事業」で検索いただくか、  
右の二次元コードよりご確認ください。



相模原市 HP



## お問い合わせ先

相模原市こども家庭課 Tel. 042-769-8345